

< 住生活基本計画(全国計画)の変更(案)に対する都道府県意見及びこれに対する考え方 >

*6の公共団体から8件のご意見をいただきました。

該当箇所		都道府県からの意見要旨	考え方
全体		第4第2項で、「本計画は、…今後の社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行う」とされている。 次の見直しに併せて、所要の変更を盛り込むべきではないか。	昨年9月中旬以降の社会経済情勢の急激な変化に対応するためとりまとめられた「生活対策」等で住宅投資の活性化のための減税措置等が盛り込まれました。今後、税制関係法案等が成立し次第、住宅投資の活性化のための施策を推進しますが、その際、単なる住宅の量的拡大だけでなく、住生活基本計画(全国計画)に掲げられている住宅ストックの質を高める観点からの長期的な目標等に配慮して行う必要があることから、これら施策の実施に当たって配慮すべき内容について、今回の変更で位置付けることとしています。 なお、長期的な目標等については、計画に既に規定されているように、長期計画策定後の5年後である平成23年度を目途に計画全体の見直しを行うこととしています。
第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必要な基本的な施策	目標1 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継 住宅の品質又は性能の維持及び向上	基本的な施策 以下のとおり修正すべき。 「住宅ストックが長期的にわたり有効に活用されるよう、耐久性に優れ、維持管理がしやすく、ライフスタイルやライフステージの変化等に応じたリフォームにも柔軟に対応できる長期優良住宅等の普及を図る。」	変更に係る「長期優良住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定を受けた「認定長期優良住宅」のみを意味するのではなく、構造及び設備が長期使用構造等である住宅を意味するもの(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第5項)であり、認定制度だけでなく、こうした住宅の普及に資する様々な措置を推進していきたいと考えております。「等」を加えた場合、施策対象が不明確になることもあり、「等」を追加することは適当ではないと考えます。
第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必要な基本的な施策	全体	長期優良住宅の普及促進について、成果指標を設けるべき。	長期優良住宅の普及促進に関する成果指標については、現行の指標では「滅失住宅の平均築後年数【約30年(平15) 約40年(平27)】」がありますが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の今後の施行状況等を踏まえて、計画策定後の5年後である平成23年度を目途に行う計画の見直しの際に検討してまいりたいと考えております。
第5 社会経済情勢の急激な変化に対応した計画の緊急的かつ重点的な推進	全体	住生活基本計画(全国計画)の変更により、これに盛り込まれた施策を推進されるにあたっては、地方負担の増大を招くことがないよう、必要な措置を講じること。	今回の変更は、計画策定後に発生した急激な社会経済情勢の変化に起因して行う平成21年度税制改正における投資型の減税の導入等に関して、現行の長期的な目標の達成に向けた施策を一層推進する観点から、配慮すべき内容を位置づけるものであって、本計画の変更が地方公共団体に新たな負担増加を求めることになるものではありません。

第5 社会経済情勢の急激な変化に対応した計画の緊急的かつ重点的な推進	「緊急的かつ重点的な推進」	施策の推進方針の変更追加をするのであれば、第4の内容の見直しが必要ではないか。 「緊急対策」を盛り込むのであれば、計画期間10年間の中での時期的な位置付けや、指標の取り扱いを明確にしていきたい。	今回の変更は、計画策定後に発生した急激な社会経済情勢の変化に起因して行うものですが、現行の長期的な目標の達成に向けた施策を一層推進する観点から、配慮すべき内容を位置づけるものであり、長期的な目標自体を変更するものではないことから、第4の2の変更は不要と考えます。
別紙6 社会経済情勢の急激な変化に対応した計画の緊急的かつ重点的な推進に係る対策	全体	別紙6に基づく対策について、国における財政面での継続的な支援をお願いする。	別紙6に基づく対策については、平成21年度税制改正における投資型の減税の導入等に関して、現行の長期的な目標の達成に向けた施策を一層推進する観点から、配慮すべき内容を位置づけるものであって、本計画の変更が地方公共団体に新たな負担増加を求めることになるものではありません。これらの税制上の措置に限らず、住生活基本計画に掲げられた目標の達成等に向けて、国においても、引き続き必要な支援を行ってまいります。
別紙6 社会経済情勢の急激な変化に対応した計画の緊急的かつ重点的な推進に係る対策	全体	別紙6の内容は、住宅ストックの質を高める施策であるため、第2目標1に盛り込むべきではないか。	「長期優良住宅の普及促進」や「リフォームの促進」に関する施策については、住生活基本計画(全国計画)第2の「基本的な施策」において定められています。今回の変更は、計画策定後に発生した急激な社会経済情勢の変化に起因して行う平成21年度税制改正における投資型の減税の導入等に関して、これらの長期的な目標の達成に向けた施策を一層推進する観点から、配慮すべき内容を位置づけるため、別紙6として定めるものです。
別紙6 社会経済情勢の急激な変化に対応した計画の緊急的かつ重点的な推進に係る対策	2 リフォームの促進	(1)エネルギーの使用の効率性の向上への対応 以下のとおり修正すべき。 「(中略) また、住宅における自然エネルギーの利用を推進するため、住宅における省エネ改修工事と一体として行われる太陽光発電設備の設置を促進する。」	今回の変更は、平成21年度税制改正における投資型の減税の導入等に関して、現行の長期的な目標の達成に向けた施策を一層推進する観点から、配慮すべき内容を位置づけるものであり、太陽光発電設備についても、今回の経済対策として導入が定められた内容に従った記述としております。また、住生活基本計画(全国計画)が目指す住宅ストックの質を高めるとの観点からも、太陽光発電設備の設置だけでなく、省エネ改修工事を行うことが重要と考えています。